

制作者が生存中の美術品の登録基準の在り方等について（まとめ案）

令和2年10月 登録美術品調査研究協力者会議

1. 背景・経緯

- 優れた美術品の美術館における公開を促進し、国民の鑑賞機会を拡大することを目的として、「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」（平成10年法律第99号）（以下、「法」という。）が平成10年に成立し、登録美術品制度が発足した。これまでに83件（9,237点）（令和2年9月末現在）の美術品が登録されている。
- 同法では、「重要文化財に指定されたもの」若しくは、「世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの」である国内所在の優れた美術品が登録対象とされている。ただし、法制定時に策定された登録美術品登録基準（平成10年文部省告示第158号）（以下、「登録基準」という。）においては、評価が定まったものを対象とする趣旨で、制作者が生存中でないことが要件とされている。
- 一方、現在国内に所在する美術品の中には制作者が生存中であっても、世界文化の見地から優れた価値を有すると認められている作品も多い。現代美術作品においても、優れた美術品の鑑賞機会拡大に資することは言うまでもなく、「世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有する」と認められた作品については、登録美術品の登録対象とすることは法の趣旨に鑑み適当であることから、令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）において、登録美術品の範囲に制作者が生存中である美術品を追加することとされた。
- これを受けて、本協力者会議は、文化庁からの付託を受け、制作者が生存中である美術品の特性を踏まえつつ、具体的な登録基準の見直しや美術品の公開促進を確保するために必要な措置などについて検討を行った。

※令和2年度税制改正の大綱（抜粋）

相続税の物納の特例について、関係法令等の改正を前提に、適用対象となる登録美術品の範囲に制作者が生存中である美術品のうち一定のものを加える。

2. 検討にあたっての視点

検討にあたっては、以下の視点から検討を行った。

(1) 検討に当たって留意が必要と考えられる点について

- ① 亡くなった作家の場合よりも相対的に、判断に困難が生じる可能性があること。(公平な審査を行う仕組みが必要)
- ② 作家への評価が作品への評価に与え得る影響の有無や程度をどのように考えるか。
- ③ その他
 - ・ 作品の特性 (劣化しやすい素材、複製可能なデジタル作品等) を踏まえた検討。
 - ※ 申請があれば国として審査する義務が生じ、その場合、法律第3条第2項において「登録美術品」として重要文化財と並ぶ評価が求められている。

(2) 生存中の制作者の作品の登録基準等について

- 上記(1)の留意点を踏まえ、生存中の制作者の作品の審査に当たっては、客観的かつ明確な基準を用いる方向で検討。
- 同趣旨で、国立館等における当該美術品の公開実績を要件として課することが考えられるか。
- その他、生存中の作家の作品(現代アート含む)を登録対象とする際に必要と考えられる事項はあるか。

(3) その他

- 本制度の趣旨(優れた美術品の公開促進)を確保するために講ずべき必要な措置はあるか。

3. 登録基準の考え方

- 登録美術品の対象となる美術品は、法第2条第1項において、絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産と定義し、登録基準において、「絵画」、「彫刻」、「工芸品」、「文字資料」、「考古資料」、「歴史資料」、「複合資料」の種別で、価値基準を定めている。
- 今般、生存中の制作者の作品は、現代美術が主な対象分野となることから、必ずしもこれらの種別分類に合致しない作品も存在するため、新たな種別を設けて、価値判断することが必要となる。なお、有形の文化的所産である動産

を対象とするため、音、光、ダンス、映像といった無形の表現や不動産が含まれるものは、その対象とはならない。

- 登録された美術品は、日本国内の博物館法に基づいて登録された博物館又は博物館に相当する施設として指定された施設（以下、登録博物館・博物館相当施設という。）のうち、美術品の公開及び保管が行われる美術館で公開が行われることになる。現在、日本国内において、登録博物館は914施設、博物館相当施設は372施設ある（平成30年度社会教育統計）。現代美術の作品には、長期の保存を志向せずに、不安定な素材で作られている作品があることから、登録博物館や博物館相当施設であったとしても、保存・公開の観点から何らかの配慮が必要である。
- 協力者会議では、「2. 検討にあたっての視点」を踏まえた検討の結果、登録基準にあたっての考え方を以下にとりまとめた。

（1）基本的な考え方

- 登録美術品制度は、優れた美術品の美術館における公開促進とこれに伴う国民の鑑賞機会の拡大を目的としていることから、制作者が生存中であるものであっても、登録の基準では、制作者ではなく、美術品としての評価を行う基準とすること。

（2）登録基準について

- 登録基準においては、これまでの種類に該当しない美術品の種類を設けることとし、特に制作者が生存中の作品については、価値の評価に相対的な困難が生じる可能性があり、公正な審査を担保するため、その価値基準に加え、制作者が生存中の美術品に関わる以下の基準を設けることが適当である。
 - ① 歴史上・芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの。
 - ・制作が優秀なもの
 - ・現代の美術史上特に意義があるもの
 - ② 制作されてから、原則10年以上経過していること。
 - ・一定の価値が醸成されるにあたり、10年程度必要と考えられること。なお、本基準の例外として制作後10年未満の作品を登録しようとするときは、本制度の趣旨を踏まえ、世界文化の見地から優れた価値を有するものと評価することができるか慎重に審査を行うこと。
 - ③ 一定の要件を満たす美術館の企画展又は常設展での公開実績が複数回

あること。

・一定の要件を満たす美術館とは、日本国内、海外も含め、国立館や公立館等の種別ではなく、以下の要件を満たすことが必要である。

- ・当該美術品に専門性を有する常勤の専任学芸員がいること。
- ・作品を安全に保存管理・展示できる施設であること。
- ・当該種別のコレクションを保存・公開していること。

(3) 登録するにあたっての参考情報（例）

○ (2) 登録基準のほか、登録にあたっては、学術的かつ専門的な観点から以下の情報を踏まえ、判断することが想定される。

- 美術品に関する批評や学術的文献等（図録などを含む）。
- 作品の受賞歴（当該作品が公募展等、過去に何らかの評価を受けていた場合）。
- 中長期にわたって公開できる美術品であるか。
(相続税の物納によって、国有品として長く保存・公開することを想定している。現代美術の作品には、長期の保存を志向せずに、不安定な素材で作られている作品もあることから、中長期の保存や公開にあたっては、そのための専門的な知識や技術が必要とされ、公開美術館の保存活用機能にも配慮が必要。)
- 制作者の情報について。
(国内外の美術館等で作品所有されているのか、世界的・歴史的に評価の高い芸術祭への招聘実績の有無 など)

(4) 登録美術品が公開される美術館に必要な条件

- 博物館法の登録博物館又は博物館相当施設のうち、制作者が生存中の登録美術品を公開する美術館には、作品の安定的な保存・活用の観点から、以下の要件を満たすことが必要である。
 - ① 当該種別に専門性を有する常勤の専任学芸員がいること。
 - ② 作品を安全に保存管理・展示できる施設であること。
 - ③ 当該種別のコレクションを保存・公開していること。
- 登録申請時には、公開予定の美術館の同意が必要であるが、上記のような一定の要件を満たす美術館が当該美術品の公開に同意していることは、当該美術品の価値を適正に評価する点でも必要である。

4. まとめ

- 登録美術品制度が出来て運用を開始してから、20年以上の年月を経た。毎年3～4件程度の登録ながら、着実に優れた美術品の公開活用が進んでいる。

- 昨年の税制改正大綱において、現代美術への評価が以前と比べ成熟しつつあることから、現存作家の作品であっても登録美術品の対象に加えることとされた。これをうけ、本協力者会議において、制作者が生存中の作家の作品も登録美術品の対象とするため、多種多様な現代美術の有識者により、計4回の検討を重ねたところである。

- 登録美術品の対象は、①文化財保護法で指定された国宝・重要文化財、②世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するものであって、優れた美術品であるか否かの判断には一定の時間を必要とした。

- 現代美術の作品は多種多様であり、定まったカテゴリーに収まらないものも含まれることから、価値基準において全てを網羅的に定めることは困難である中、必要最小限の要件を示すこととした。実際は、申請された美術品をその都度、招集される有識者の見識で判断することになる。

- 登録美術品は、状況によっては、相続事由による物納によって、最終的には国（管理換によって文化庁所管となる）に帰属することになる。国有品となりうることもあるという観点も留意し、公開する美術館においても一定の要件が必要と判断した。

- 最後に、本制度の趣旨を踏まえた適切かつ慎重な運用によって、世界文化の見地から優れた価値を有するにふさわしい現代美術品が、多くの国民の鑑賞機会の拡大に寄与することを期待する。

(参考)

■登録美術品調査研究協力者会議委員名簿 (敬称略)

(絵画・彫刻委員会)

	小川 知子	大阪中之島美術館準備室研究副主幹
座長	佐藤 康宏	東京大学名誉教授
	古田 亮	東京藝術大学大学美術館准教授
	松本 透	長野県信濃美術館・東山魁夷館館長

(工芸品委員会)

	内田 篤呉	MOA 美術館館長
	金子 賢治	茨城県陶芸美術館館長
	原田 一敏	ふくやま美術館館長

(文字資料等委員会)

	名児耶 明	前五島美術館副館長
--	-------	-----------

(協力者)

	大谷 省吾	東京国立近代美術館美術課長
	片岡 真実	森美術館館長
	近藤 都代子	東京藝術大学非常勤講師
	鍋島 稲子	台東区書道博物館主任研究員
	長谷川 祐子	東京都現代美術館参事・東京藝術大学大学院教授
	山崎 剛	金沢美術工芸大学学長

(計 14名)

■検討の経緯

第1回	令和2年6月30日(火) 13:30-15:30 (於:文化庁会議室)
	・概要説明、意見交換
第2回	令和2年8月24日(月) 14:00-16:00 (Web会議)
	・論点整理、検討
第3回	令和2年9月8日(火) 10:30-12:30 (Web会議)
	・骨子検討
第4回	令和2年10月7日(水) 14:00-16:00 (Web会議)
	・まとめ案検討

■登録美術品制度（概要）

（１）制度概要

優れた美術品（※1）を文化庁長官が登録し、美術館（※2）において公開することにより、国民の優れた美術品を鑑賞する機会の拡大を促進する。

① 美術品の登録

美術品の所有者からの登録の申請に基づき、文化庁長官が有識者の意見を聴取した上で登録の可否を決定。

② 登録基準

「重要文化財に指定されたもの」若しくは、「世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの」のいずれかに該当するもの。後者については、「我が国の国立美術館・博物館のコレクションの主要な部分を構成しうる価値を有する」作品。

③ 登録美術品公開契約の締結

所有者は、登録美術品を公開する美術館と「登録美術品公開契約」を締結。契約は5年以上にわたって有効であること及び一方的に解約できないこと等を規定。（寄託よりも安定した公開が可能）

④ 相続税の物納の特例措置

相続税を納付する際、登録美術品による物納を希望する場合は、物納が認められる優先順位が、一般の美術品の第3位から国債や不動産と同等の第1位となり、物納が容易となる。

（※1） 絵画、彫刻、工芸品のほか書籍、典籍、古文書などの文字資料、考古資料、歴史資料など

（※2） 博物館法で規定する登録博物館及び博物館相当施設のうち美術品の公開及び保管を行うもの

（２）登録美術品の利点

① 所有者の利点

●美術品を「美術品のプロ」である美術館に任せられ、手元に置いておくより安心

・美術品所有者はこの登録美術品制度により、登録美術品を契約美術館において専門家の手により安全かつ適切に保管、管理してもらうことができる。

●相続税の物納の特例措置

・登録美術品の所有者が個人の場合は、相続が発生した場合、相続税について、登録美術品で物納しやすくなる。相続税法上、相続税を金

銭で納付することが困難な場合、金銭以外の相続財産で相続税を納付できるものとされているが、その際の優先順位は、

第1順位 国債及び地方債又は不動産及び船舶

第2順位 社債及び株式

第3順位 動産

であり、一般の美術品は第3順位の動産に含まれる。しかし、登録美術品を相続した場合には、一般の美術品とは異なり、物納の優先順位が国債や不動産等と同等の第1順位となり、登録美術品で物納することが容易となる。

② 契約美術館の利点

●安定した公開が可能

・公開契約は、5年以上有効でありまた当事者が一方的に解約の申し入れをすることができないことから、一定期間所蔵品と同様に安定かつ計画的に管理、保管をすることができる。この点で、通常の子託契約と大きく異なっている。

●登録美術品が物納された後も継続して公開が可能

・登録美術品が物納された後は、国は契約美術館に優先的かつ継続して無償貸与する予定なので、所蔵品と同様に継続して公開することが可能。

(3) 登録美術品公開までの流れ

◎美術品所有者が美術館へ相談（公開について、あらかじめ美術館の同意が必要）



◎美術品所有者から文化庁に申請（美術館の協力を得て申請書作成）



◎文化庁の審査（美術品に関し広くかつ高い見識を有する者の意見を参考に、登録の可否を決定）



◎登録の可否を申請者に通知



◎登録美術品所有者と美術館で公開契約の締結（登録通知を受けた日から3ヶ月以内）



◎登録美術品の公開（国民の美術品を鑑賞する機会の充実）